

閲覧用

南小国町農業委員会総会会議録

令和3年3月8日開会

熊本県南小国町

令和2年度南小国町農業委員会3月総会

開催日時 令和3年3月8日(月)午前10時00分から午前10時30分

開催場所 南小国町自然休養村管理センター 会議室

1. 南小国町農業委員会憲章唱和
2. 会議録署名委員の指名（8番委員、9番委員）
3. 議案第 29 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
4. 議案第 30 号 農地法各条関係審議について
5. 議案第 31 号 令和3年南小国町農用地利用集積計画の決定について
6. 議案第 号 その他

出席委員（10名）

1番 杉 安 申 歳 委員	2番 日 野 米 蔵 委員
3番 佐 藤 竹 良 委員	4番 藤 堂 伸 二 委員
5番 穴 井 堅 委員	6番 河 津 篤 委員
7番 下 城 孔志郎 委員	8番 甲 斐 義 隆 委員
9番 北 里 丈 夫 委員	10番 松 崎 久美子 委員

欠席委員（0名）

職務のため議場に出席した事務職員(2名)

事務局長	本田圭一郎
事務局	佐藤 亮

○会長

おはようございます。

ただ今から3月の農業委員会総会を開催いたします。

日程第1の南小国町農業委員会憲章唱和でございますけれど、今月もコロナ禍の影響ということで省略を致したいと思っております。

本日の会議録署名委員は8番甲斐委員と、9番北里委員にお願いをいたします。

議案第29号 農地法第18条第6項の規定による通知について

それでは議題に移りたいと思っております。

「議案第29号 農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局長

はい。1ページをお願いいたします。

【議案第29号 農地法第18条第6項の規定による通知について 詳細に説明】

2ページをお願いいたします。

受付番号1 賃貸人(〇〇)〇〇〇〇氏。賃借人(〇〇)〇〇〇〇氏。
申請物件 大字〇〇〇〇〇〇〇〇〇。台帳・現況共に田。面積330㎡。
合意成立日、合意解約日、土地引渡期限共に令和3年2月1日。
理由としまして双方の合意による解約となっております。
同じく〇〇〇〇。台帳・現況共に田。面積1,454㎡。同じく〇〇〇〇
〇〇〇。台帳・現況共に田。面積1,176㎡。同じく〇〇〇〇-〇。台
帳・現況共に田。面積850㎡。同じく〇〇〇〇-〇。台帳・現況共に田。
面積253㎡。合計 田5筆。4,063㎡。〇〇〇〇から〇〇〇〇-〇
まで全て、合意成立日、合意解約日、土地引渡期限、先ほどと同様となっ
ております。理由としまして双方の合意による解約であります。

以上です。

○会長

はい。ありがとうございました。

それではただ今の通知報告について何かご質問等はございませんでしょうか。

(ありません。の声あり)

それではただ今の通知報告について賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員挙手でありますのでこのとおり承認することといたします。

議案第30号 農地法各条関係審議について

続きまして、「議案第30号 農地法各条関係審議について」事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局長

はい。3ページをお願いいたします。

【議案第30号 農地法各条関係審議について詳細に説明】

次のページをお願いいたします。

本日は3条関係が4件となっております。

この3条関係については1件ずつ審議をお願いいたします。

受付番号1

譲渡人(〇〇)〇〇〇〇氏。譲受人(〇〇)〇〇〇〇氏。申請物件 大字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。地目 畑。面積519㎡。

所有権移転に伴う譲受人経営規模拡大のため、でございます。

次のページに1と書いているところが位置図。それと別にお配りしております現況写真となっております。

この案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われる、許可要件の全てを満たしているものと思われま

事務局からは以上です。

○会長

ありがとうございました。担当地区委員さんの説明をお願いいたします。

(8番委員手をあげる)

8番、甲斐委員お願いします。

○8番委員

はい。説明をさせていただきます。

譲受人の〇〇〇〇さんは〇〇の〇〇〇〇〇〇という〇〇〇〇〇を営んでおりまして、〇〇〇〇さんの今回譲渡する畑がその一角にあるわけです。ですからここを買い上げて経営規模拡大したいということで申請がありました。以上です。よろしく申し上げます。

○会長

はい。ありがとうございました。

この件につきまして皆さんの方から何かご質問等がありましたらお願いいたします。

(4番委員手をあげる)

4番、藤堂委員。

○4番委員

はい。1番と3番と4番の経営内容が全部一緒ですけど、たまたま偶然の一致ですか。

○会長

事務局どうぞ。

○事務局

すみません。私のミスでございます。大変申し訳ありませんでした。確認して訂正いたします。

○会長

お願いいたします。

他に何かございませんでしょうか。

(4番委員手をあげる)

4番藤堂委員。

○4番委員

現地写真とか見ても原野というかクヌギ林みたいな感じのところですね

- ど、この経営拡大というのはもう〇〇〇〇〇の経営拡大ということですね。
- 8番委員 そうです。
- 4番委員 はい。わかりました。
- 会長 他に何かございませんか。
 (ありません。の声あり)
 それでは賛成の方の挙手をお願いいたします。
 (全員挙手)
 はい。ありがとうございました。
 全員賛成ですので、受付番号1については南小国町農業委員会として許可をいたします。
 (事務局手をあげる)
 はい。事務局どうぞ。
- 事務局 すみません。先ほどご指摘をいただきました経営内容のところですが、大変申し訳ございませんが、ここで1番と3番と4番の訂正をさせていただきます。
- 番号1の譲受人の方の自作地が田11,500㎡。畑が1,000㎡。人が二人でございます。3番の譲受人の方の経営内容が、田8,363㎡。畑6,435㎡になっております。人が二人。4番の方が今回、新規就農の方ですので借り受け面積の田2,142㎡で、畑はありません。人は一人となっております。訂正方よろしくをお願いいたします。
- 大変申し訳ございませんでした。
- 事務局長 すみません。訂正よろしくをお願いいたします。
 続きまして受付番号2
 譲渡人(〇〇〇)〇〇〇〇氏。譲受人(〇〇〇)〇〇〇〇氏。申請物件としまして、大字〇〇〇〇〇〇〇-〇。畑。面積81㎡。同じく〇〇-〇。田。1,538㎡。同じく〇〇-〇。畑。649㎡。同じく〇〇-〇。畑。744㎡。同じく〇〇-〇。畑。1,237㎡。同じく字〇〇〇〇〇〇〇〇。田。1,703㎡。合計 田2筆。畑4筆。面積5,952㎡。所有権移転に伴う譲受人経営規模拡大のためでございます。
- 6ページに位置図。それとお手元の2枚目になります現況写真をご確認下さい。
- この案件につきましても農地法第3条第2項各号には該当しないと思われる、許可要件の全てを満たしているものと思われます。
- 事務局からは以上です。
- 会長 担当地区委員の説明をお願いいたします。
 (7番委員手をあげる)
 7番。下城委員お願いいたします。
- 7番委員 先日現地を見てきました。実は〇〇君は〇〇だったか〇〇だったか、そこ

からこちらに来てですね、最初は土地を借りてキュウリを、今でもキュウリを作っているんですけど、小さく始めてそして今〇〇さんとこに今まではお借りをして、そこで基本的にはキュウリを中心にやっつけらっしゃいます。正直言うて地元の〇〇家というのがなくなってしまう。譲渡人の〇〇さんは女性の姉妹が三人なもんですからそれぞれ嫁に行っつけらっしゃらないということで、〇〇家自体がなくなってしまうのは非常に寂しいことですが、以前からこの〇〇家をお借りして、そしてご存じのとおり同時にその所有地内で精米所もやっつけらっしゃいますもんですから、ここがなくなるというわけにはいかないというような事情もあります。金額的には知りませんが土地、建物、それからこの田んぼ畑を一括して買っつけられんかというような話もあつたらうと思うんですけど、先日〇〇君に話して、遠方からこっちに土着して農業をやっつけられるということは非常に良いことじゃないかな。まだ彼も40になるかならんかぐらいで、非常に素晴らしいことではないかなと思っつけしております。譲渡については何ら問題はないかなと思っつけしております。

どうぞご審議の程よろしくお願ひいたします。

○会長

はい。ありがとうございます。

皆さんの方から何かご質問等ございませんでしょうか。

(4番委員手をあげる)

はい。4番藤堂委員。

○4番委員

質問ではないですけども、6ページの地図を見ると下の2筆については去年農地パトロールの時も〇〇さんと一緒に見て回つたんですけど、この2枚は結構耕作放棄地に近いような形で大分草も伸びたりしてましたので、どなたかが作っつけられるのは非常に良いことかなと思ひます。

○会長

他に何かございませんでしょうか。

(ありません。の声あり)

それでは賛成の方の挙手をお願ひいたします。

(全員挙手)

はい。ありがとうございます。

全員賛成ですので、受付番号2については南小国町農業委員会として許可をいたします。

続きまして受付番号3と受付番号4は関連しますので、併せてご審議をお願ひします。

○事務局長

受付番号3

譲渡人(〇〇〇)〇〇 〇氏。譲受人(〇〇〇)〇〇〇〇氏。申請物件大字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。田。面積2,887㎡。同じく〇〇〇-〇。田。2,870㎡。同じく〇〇〇。田。1,313㎡。同じく〇〇〇。田。1,784㎡。合計田4筆。面積8,854㎡。所有権移転に伴う農

業後継者への生前贈与のため、となっております。

7 ページに位置図。それとお手元の 3 枚目の現況写真をご確認下さい。

この案件につきましては農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと思われ、許可要件の全てを満たしているものと思われ。

受付番号 4

譲渡人 (〇〇〇) 〇〇〇〇氏。譲受人 (〇〇〇) 〇〇 〇氏。申請物件大字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。地目 田。面積 2, 1 4 2 m²。使用貸借権設定となっております、農業後継者への貸借のためでございます。

資料関係につきましては先ほどの説明と同じとなっております。

この案件につきましても農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと思われ、許可要件の全てを満たしているものと思われ。

事務局からは以上です。

○会長

担当地区委員の説明をお願いいたします。

(5 番委員手をあげる)

5 番穴井委員をお願いいたします。

○5 番委員

この 3 番と 4 番についてはですね関連事項でございまして、この 2 件につきましてはですね、4 番の〇〇 〇氏というのは〇〇さんの長男さんでございまして、農業後継者ということでございまして。この方はサラリーマンをされておられて、去年の末ぐらいに帰ってこられまして今回、新規就農の申請をされておられます。そうするのに対しまして農地の貸付を受ける必要がございますけれども、父〇〇〇〇氏の土地が所有地となっていないことや、〇〇 〇氏ですね上の 3 番のほうですけど祖父になりますが、〇〇 〇氏の所有地ということになっておられますが、そういったことで〇 〇氏の農業後継者〇〇〇〇氏に生前贈与した上で、贈与を受けた農地を〇〇氏の農業後継者〇氏に貸付を行うということにいたしました。そういうことから、まず所有権移転とその次に使用貸借権設定をするということの上程でございます。

問題はないということでご審議のほどをお願いいたします。

以上です。

○会長

ただ今のことについて何かご質問等ございましたらお願いいたします。

(4 番委員手をあげる)

はい。4 番藤堂委員。

○4 番委員

ざっくりいうと、〇〇 〇君が帰ってきて新規就農するために田んぼとか畑とかの名義の見直し等を行いました、ということですね。

○5 番委員

簡単に言うとそういうことです。

○4 番委員

はい。わかりました。

○会長

他に何かございませんでしょうか。

(ありません。の声あり)

ないようでしたら採決に移りたいと思います。

まず受付番号3について賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成です。

続きまして受付番号4について賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号3と受付番号4につきましては農業委員会として許可をいたします。

議案第31号 令和3年南小国町農用地利用集積計画の

決定について

続きまして、「議案第31号 令和3年南小国町農用地利用集積計画の決定について」事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局長

はい。9ページをお願いいたします。

【議案第31号 令和3年南小国町農用地利用集積計画の 決定について詳細に説明】

次のページをお願いいたします。

受付コード 03030 登録区分 新規

利用権の設定を受ける者 ○○○○氏。南小国町大字○○○○○○○。

利用権の設定をする者 ○○○○氏。南小国町大字○○○○○○○。

利用権を設定する土地 大字○○○○○○○○○-○。現況地目 田。面積280㎡。設定する利用権としまして利用内容が水稻。期間が令和3年3月1日から令和8年2月28日までの5年間。利用権の種類は賃借権となっております。同じく○○○-○。田。面積814㎡。同じく○○○-○。田。面積1,923㎡。設定する利用権は先ほどと同じとなっております。

○○○○氏の農業経営の状況としまして年齢61歳。農作業従事日数300日となっております。

詳細は以下のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。

受付コード 03031 登録区分 再設定

利用権の設定を受ける者 ○○○○氏。南小国町大字○○○○○○○○○。

利用権の設定をする者 ○ ○○○○氏。南小国町大字○○○○○○○○○。

利用権を設定する土地としまして、大字○○○○○○○○○-○。現況地目 田。面積4,488㎡。設定する利用権としまして利用内容が水稻。期間が令和3年3月1日から令和7年2月28日までの4年間。利用権の種類は賃借権となっております。

〇〇〇〇氏の農業経営の状況としまして年齢69歳。農作業従事日数250日となっております。

事務局からは以上です。

はい。ただ今の件について何かご質問等はありませんでしょうか。

(4番委員手をあげる)

はい。4番藤堂委員。

○4番委員

すみません。今の1件目の方の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの件ですけれども、〇〇〇〇さんはたしか先ほど回覧したファイルにも名前とか希望ということで出てきていましたけれども、そこはまた違う場所ということですね。

○事務局

いっしょのところでした。同じところになります。

○4番委員

ということであれば、そのファイルは解決ということですね。

○会長

他に何かありませんでしょうか。

(ありません。の声あり。)

それではただ今の件につきまして賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございました。全員挙手ですので当委員会で決定したことを町長に報告いたします。

ありがとうございました。

その他

以上で議案は終了しましたがその他の件で何かありませんでしょうか。

(ありません。の声あり)

はい。ないということでございますのでこれで3月の総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和3年3月8日

南小国町農業委員会会長

署名委員 8番委員

署名委員 9番委員

会議録調整者 佐藤 亮

本誌表紙共 枚